

内閣参質一六六第三四号

平成十九年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員井上哲士君提出舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員井上哲士君提出舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問に対する答弁書

一及び三について

文化庁としては、次代を担う子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を提供することは重要であると認識しており、国が学校において子どもたちに舞台芸術の鑑賞機会等を提供する本物の舞台芸術体験事業、独立行政法人日本芸術文化振興会による芸術文化振興基金を活用した学校における舞台芸術公演事業への助成等の拡充に努めているところである。今後とも、厳しい財政状況を踏まえつつ、子どもたちが学校を始めたとする様々な場で舞台芸術を鑑賞する機会を得られるよう努めてまいりたいと考えている。

また、地方公共団体による学校における舞台芸術鑑賞機会の確保については、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（平成十九年二月九日閣議決定。以下「方針」という。）において、文化芸術の振興に当たっては、国民の生活に近い地方公共団体が高い専門性と知識を備え、主たる役割を担うことが期待されるとされていることから、文化庁においては、方針の各地方公共団体への周知を図っているところである。

二の1及び2について

文化庁の委嘱を受けた社団法人日本劇団協議会が平成十六年三月に実施した学校における舞台芸術鑑賞

教室の開催状況等の調査の結果においては、平成十一年と平成十五年との比較において、学校における舞台芸術鑑賞教室の実施率が減少していると報告されているものと承知している。

文化庁としては、更なる調査について、今後、その内容及び方法を検討してまいりたいと考えている。